運転免許証等を 5 年以内に失効していて、運転経歴証明書等の交付申請をする方

■ 申請ができる方

現住所が広島県内にあり、運転免許証等を 5 年以内に失効している方

■ 申請場所

〇広島県運転免許センター（広島市佐伯区）**1 階 10 番窓口**
〇広島県東部運転免許センター（福山市瀬戸町）**1 階 3 番窓口**
※警察署での手続はできません。

■ 受付日時

〇各運転免許センター
・月曜日～金曜日　8 時 30 分～12 時 00 分/13 時 00 分～16 時 00 分
※土日・休日および 12 月 29 日～1 月 3 日の間を除きます。

■ 手数料

令和 8 年 10 月 1 日から、現金に加えて、クレジットカードやコード決済がご利用いただけます。

保有状況	手数料
運転経歴証明書のみ	1,150 円
マイナ経歴証明書のみ	900 円
運転経歴証明書とマイナ経歴証明書の 2 枚持ち	1,250 円

「マイナ経歴証明書」…マイナンバーカードに運転経歴情報を記録したもの

■ 必要なもの

・失効している運転免許証又はマイナ免許証（お持ちの方のみ）
・申請者の住所、氏名、生年月日が確認できるもの（住民票の写し（コピー不可、交付日から 6 か月以内のもの）、マイナンバーカード等）
※　外国籍の方は、在留カード又は特定在留カード、特別永住者証明書又は特定特別永住者証明書、外国人の特定事項（国籍や在留資格等）が記載された住民票の写し（コピー不可、交付日から 6 か月以内のもの）のいずれかが必要です。
・手数料
・マイナンバーカード（一体化を希望する方）
・マイナンバーカードの署名用電子証明書暗証番号（6 桁～16 桁の英数字）

代理人による手続

心身の状態により申請者本人が窓口に来ることが困難な場合に、以下の条件のいずれかを満たす方に限り代理人による申請が可能です。

・親族（同居、別居の別は問いません。）
・福祉関係職員（ホームヘルパー、ケアマネージャー等）
・成年後見人

代理人による申請の場合は、上記必要書類に加えて、下記の書類が必要です。

①　運転免許取消申請等代理手続申込書

書類は各運転免許センター、各警察署窓口に備えています。
また、このホームページからダウンロードすることもできます。
・運転免許取消申請等代理手続申込書↓
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/653094.pdf
・記入例↓
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/653093.pdf

②　申請用写真１枚　※用意が難しい方は事前にお問合せください。
（縦 3cm×横 2.4cm、申請前 6 か月以内に撮影し、無帽、正面、上三分身で無背景のもの）

③　申請者と代理人の関係を確認できる書類（※下記の書類を準備できない場合は、事前にお問い合わせください。）

〇代理人が親族の場合
・代理人自身の住所と氏名を確認できる身分証明書（運転免許証等）

〇代理人が福祉関係者の場合
・代理人自身の住所と氏名を確認できる身分証明書（運転免許証等）
・申請者と福祉関係者との契約内容を確認できる書類（申請者と事業所の契約書及び職員証など複数の書類が必要となる場合があります。）

〇代理人が成年後見人の場合
・代理人自身の住所と氏名を確認できる身分証明書（運転免許証等）
・後見に関する登記事項証明書

■　留意事項

・交通違反や病気を理由として免許取消しとなった方は、運転経歴証明書の交付を受けることができません。
・免許証を紛失している方は、住所、氏名、生年月日が確認できるもの（住民票の写し（コピー不可）、マイナンバーカード、外国籍の方は在留カード等）もお持ちください。
・住所変更がある場合は、現住所が分かるもの（住民票の写し（コピー不可）、マイナンバーカード、外国籍の方は在留カード等）もお持ちください。

・代理人による申請の場合、マイナ経歴証明書を申請することはできません。

※　過去の交通違反、交通事故および運転免許に係る行政処分の記録について証明する「**運転記録証明書**」、過去に失効した免許・取り消された免許又は現在受けている免許の種類・取得年月日等について証明する「**運転免許経歴証明書**」は自動車安全運転センターが発行する証明書です。

これらの証明書は自主返納窓口では発行しておらず、申請窓口が異なりますので、ご注意ください。

申請窓口：自動車安全運転センター広島県事務所（広島県運転免許センター3 階）

Tel:082-941-5111

■　お問合せ先

広島県警察本部交通部運転免許課　免許第三係

Tel:082-228-0110（代表）　内線:703-226～228

月～金（休日を除く）8:30～17:00 までの間　※12 月 29 日～1 月 3 日の間を除きます。